

公的機関による株式買入業務の意義と成果

パークレイズ・キャピタル証券（筑波大学大学院博士課程）

大久保清和

本年2月から日本銀行、3月からは銀行等保有株式取得機構がそれぞれ株式買入業務を再開した。今回の買入限度額は、日本銀行1兆円、取得機構20兆円、総額21兆円であり、前回の両機関の買入総枠5兆円を大幅に上回る規模である。政策目標は、前回同様、「金融機関による株式保有リスク削減努力を支援する事を通じて、金融システムの安定性確保を図る事」にある。政策目標の円滑な実現のためにも、前回買入の意義や成果を分析・評価し、制度設計や業務運営に際しての糧となすべきである。

両機関による株式買入が前回実施されたのは、02年2月から06年4月までの4年3ヵ月の期間であり、総額3兆6,049億円の買入が実行された。この間、上場銀行の株式取得原価は約15兆4,000億円削減されおり、両機関は削減対象となった株式の約4分の1を引き受けた事になる。当初は、銀行と事業会社が相互に市場で株式を売却する事に伴う需給悪化の緩衝機能が注目されたが、買入総額は、期間中の東証1部累計売買代金の0.3%、東証1部平均時価総額の1%に過ぎない。むしろ重要なのは、01年3月期からの金融商品に対する時価会計の全面導入、02年1月の銀行等保有株式制限法の施行等、保有株式削減行動を誘引するような制度や法規制の導入と相俟って、その動きを加速させた点にある。さらに、保有株式に係る市場リスク及びリスク・アセット削減効果を通じて、経済資本、規制資本の両面から、事実上の資本注入効果を有していた事の意義は大きい。

また、前回の取得機構による買入の際に、03年8月法改正によって拋出金制度（売却額の8%）が廃止されて以降、買入額が大きく増加した点にも注目する必要がある。公的機関による株式買入業務の実効性を確保するためには、銀行の経営環境や市場環境に対応した制度設計が求められる。